

高槻市告示第7号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

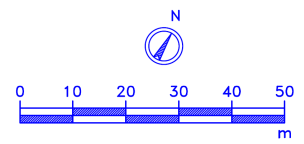
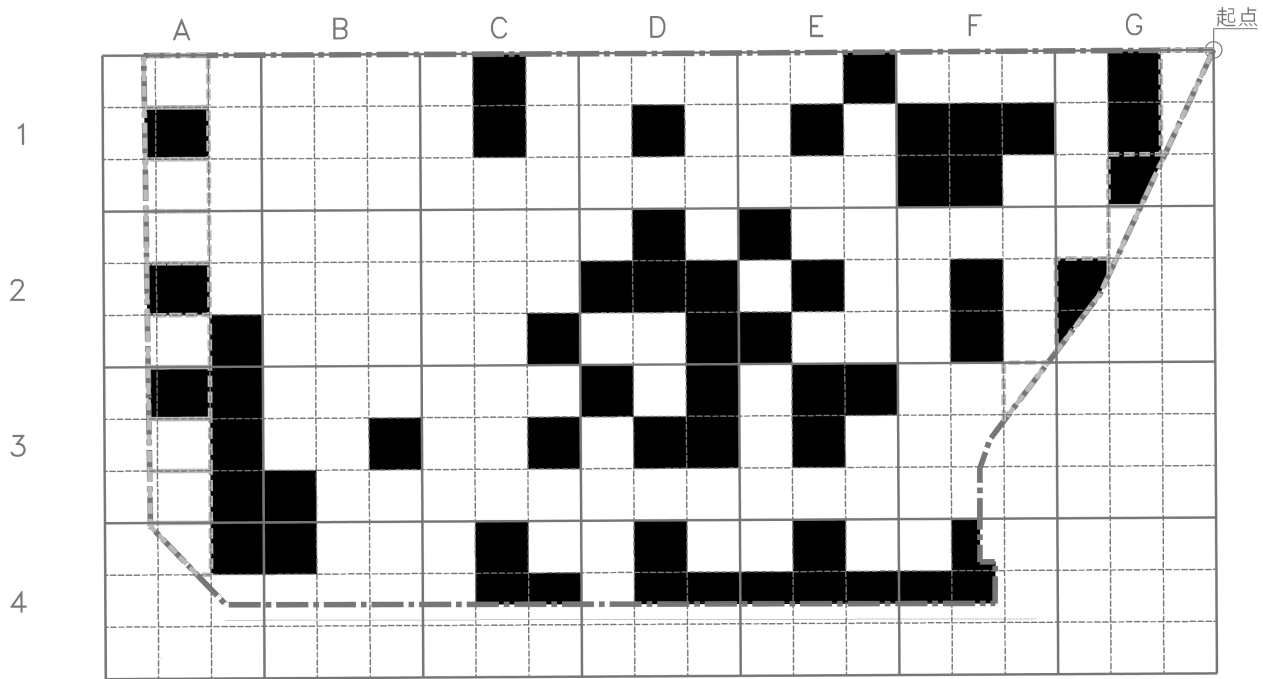
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）として指定する。

令和元年5月8日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地
高槻市明田町 611 番 2、769 番 10、777 番 19、777 番 20 の各一部
（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 敷地境界線
- 30 m格子
- 単位区画 (10 m格子)
- 統合した単位区画
- 起点
- 格子回転角度: 59.42°
- 形質変更時要届出区域

※ 単位区画の名称は右図の通りとします
例 ○ : A-1-5

	A		
	1	2	3
1	4	5	6
	7	8	9